

第2回決算特別委員会会議記録

日 時 令和4年9月20日(火曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午後 2時24分 散会

付託事件

認定第1号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第1号 令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

2 出席委員(12名)

委員長	飯田正美君	副委員長	鈴木宣子君
委員	滑川友理君	委員	土田記代美君
委員	中庭次男君	委員	佐藤昭雄君
委員	田口文明君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君
委員	田口米藏君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 森正慶君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	小田木健治君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君		
総務部長	園部孝雄君	財産活用課長	加藤富寛君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
資産税課長	浅野一志君	収税課長	高安正紀君

市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長 (文化交流課長 事務取扱)	小 嶋 いつみ 君
防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
福祉部長兼 福祉事務所長	横 須 賀 好 洋 君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長 (福祉総務課長 事務取扱)	田 中 誠 一 君
高齢福祉課長	小 林 かおり 君		
保健医療部長	大 曾 根 明 子 君	保 健 医 療 部 副 部 長	小 林 秀 一 郎 君
地域保健課長	堀 江 博 之 君		
産業経済部長	長 谷 川 昌 人 君	商 工 課 長	楢 崎 芳 明 君
農 政 課 長	後 藤 俊 之 君	農 業 環 境 整 備 課	三 村 隆 君
農産振興課長	永 盛 光 郎 君		
建 設 部 長	大 和 直 文 君	建 設 部 技 監 兼 建 設 計 画 課 長	上 田 航 君
道路管理課長	丹 治 雅 人 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	公 園 緑 地 課 長	鶴 井 昭 宏 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	天 野 純 一 君	総 務 課 長	加 藤 清 文 君
議 事 課 長	大 嶋 実 君	議 事 係 長	武 井 俊 夫 君
書 記	檜 原 和 則 君	書 記	島 田 祐 輔 君

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回決算特別委員会を開催いたします。

この際、お諮りします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、着席の位置につきましては、現在のとおりとさせていただきます。

なお、委員会の出席説明員につきましては前例に倣い、通告のあった担当部課長のみ御出席いただきましたので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、認定第1号であります。

今後の審査の日程等について

○飯田委員長 初めに、審査の日程についてでございます。さきの委員会において御確認いただきましたとおり、委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日20日と明日21日の2日間で質疑を行い、22日木曜日に御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思いますので、御承知おき願います。

次に、発言者についてでございます。

さきの委員会におきまして通告制による審査を決定し、5人の委員から通告があったところでございます。発言順序につきましては通告順とし、本日20日の午前は田口米蔵委員、佐藤委員に、午後は五十嵐委員に、また、明日21日の午前は中庭委員に、午後は土田委員に行っていただくことを目安としてみたいと思いますので、御了承願います。

次に、質疑時間につきましては、さきの委員会において通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質問の取扱いにつきましては、全ての通告を通しまして各委員1人当たりの持ち時間をおおむね30分間とすることで決定したところでありますので、御承知おき願います。

なお、前方右側のテレビモニターにて発言残時間を表示いたしますので、御承知おき願います。

次に、配付資料についてでございます。

発言通告につきましては一覧として取りまとめ、また事前に請求がありました決算審査に係る追加資料につきましては、正副委員長で協議の上、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

なお、前回の委員会における議論を踏まえまして、発言通告に関連しない請求資料につきましては提出を求めない扱いとしましたので、御了承願います。

次に、委員会の出席説明員につきましては、通告に関連する担当部課長の出席とさせていただきます、通告内容により入替えを行いますので、御了承願います。

認定第1号（令和3年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○飯田委員長 それでは、認定第1号を議題とします。

これより通告に基づき質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化を図るため、重複する質疑、質問等は極力避けていただきますとともに、質疑、質問等に際しましては、決算書及び審査資料に基づき、記載箇所をお示しいただきながら行っていただきたいと思えます。

また、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、よろしくお願ひします。

なお、令和3年度の決算に関係のない要望等の議論については避けていただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、初めに、田口委員から発言を願ひます。

田口委員。

○田口米蔵委員 それでは、一番バッテリーということなんですけれども、資料では議案書⑤の歳入歳出決算事項別明細書、さらには令和3年度の決算審査関係資料、この2つに基づいて質疑をしたいと思えます。

まず初めに、通告どおり統計調査費について質問させていただきます。まず統計調査費について、3年度はどのような調査が行われたのかをお聞きします。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えいたします。

令和3年度に行われた統計調査でございますが、6月1日を調査日として実施されました経済センサス活動調査というものがございました。市内の事業所について、売上げ、費用、設備投資などの調査項目で、企業の活動状況を調査するものでございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 統計調査というのは国勢調査あるいは農業センサスとかというもので、5年ごとに調査しているというような感じを受けていましたけれども、3年度はその中で経済センサスということでありました。

それで、経済センサスを含めて統計調査ということでちょっと質問させていただきたいんですけども、まずこの経済センサスの回収、回収と言いますか、調査ができたという回答、回収率、さらには、調査の方法についてはどのような形でやられていたんですか。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 ただいま御質問にお答えをいたします。

調査の方法ということでございますけれども、実際に調査員が現地に赴いて調査票をお渡しするというのが原則なんですけれども、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、基本は距離を取って説明をする、またインターホンを使って説明する、そして調査票は手渡しだったんですけども、それをポストインでお渡しするという方法で経済センサス等の調査を行ってございます。

あと、回収状況でございますけれども、経済センサス活動調査につきましては、水戸市においては85.5%という回収率でございました。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 御答弁であったのは統計調査票についての回収率あるいは調査方法だったんですけれども、従前のほうのやり方と少し、個別に配付するんじゃなくてポストに入れるというのも、今では当然のことですけれども、実は過日、いつの頃かはちょっと忘れちゃったんですけれども、統計調査というものに対して回収率が非常に悪かったりと、さらには今個人情報保護法というものがあり、統計調査員が訪問して調査票を渡そうとしても、うちは結構ですというような、そんな報道をされていたような気がするんですけれども、それらについて、昨年度もそうですけれども、調査の方法というのはどのような考えをもって行っていますか。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 御質問にお答えします。

昨今の調査に対する御協力をお願いというところでございますけれども、やはり水戸市の場合は直接現場に行きまして、なるべくインターホンでもいいのでお話をする、そういった形で御理解をいただけるような、そういったことに注力して昨年度は活動を実施していたところでございます。調査方法、回答率については先ほどお答えいたしましたけれども、県の平均よりも若干いい数字で結果を得たところでございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 この調査については最後になりますけれども、これ調査する方は統計調査員という方だと思うんですけれども、立場は違う民生委員の方でも、今なっただけの方が非常に少なくなってきたということなので、その辺についてはどうですか。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 今回の経済センサス活動調査における調査員でございますが、全体で137名の調査員をお願いしておりますところございまして、まず水戸市統計協会という組織がございますので、そちらの協会のメンバーに依頼して協力のほうをお願いしております。あとは、これまで協力をしていただいた調査員の方々に再度お願いをするという形で、できるだけ確保しているところでございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 最後に、この統計調査費についてなんですけれども、決算関係資料の19ページ、ここで不用額が若干出ていましたね。その事由というか理由が書いてありますけれども、会計年度任用職員の報酬が見込みより少なかったからと書いてあります。この思っていた見込みより少なかったというのがどういう理由で少なかったのか。1つはこの時間制の問題で足りないんですか。それは本人が希望してそうなんです。あるいは仕事の関係で雇う側がそうしているのか、この不用額が出た理由をお聞かせください。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えをいたします。

会計年度任用職員の報酬でございますけれども、こちら雇用期間のほうを4か月から2か月に減らして、また勤務時間を7.5時間から5.5時間に減らしたということが、不用額が出た原因ではございます。こちらの不用額の状況ということでございますが、業務の内容等を精査した時点、業務量に応じてこういった不用額が発生しているというところでございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 7.5時間の設定というのが、結局何か、本会議でも誰かが質問していましたが、よく分からないんですけれども、7.5時間設定というのが法的に、会計年度任用職員の規定にのっとっているというふうに理解していいんですかね。

○飯田委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 法的に問題ないものということで認識しております。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 それでは、次に行きます。次は、一般会計の第6款農林水産業費ということで。

議案書⑤では152ページになります。それから関係資料のほうでは22ページ、その中の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費ということでお伺いさせていただきます。

この農業振興費というのは、関係資料を見ますと、細かい字で農地中間管理機構農地集積協力事業補助金及び強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございます。それで、その不用額というものが出ています。この不用額というのが発生するに至った経緯についてお伺いしたいんですけれども、まず令和3年度の予算を算定するときにはどのようにして算定したか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

予算措置時の考え方につきましては、農業者から事前に伺っております機械、手すり等の整備計画や農村集落での地域活動など、補助事業の対象となる見込みのものにつきまして、最大限活用が図られるものとして予算措置を講じておりまして、多くが国の補助事業を活用したものとなっております。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 そうすると、この予算の大半というか、財源というのは国の予算ですか、市の予算も含めてですか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの質問にお答えいたします。

財源といたしましては国の補助事業、それから県の補助事業及び市単独の事業も含んでおります。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 実績が伴わなかったということで、要望がなかったということで不用額とされたのかもしれませんが、農地中間管理機構農地集積協力事業補助金にしても、担い手の補助金にしても、理由として一番考えられる点というのは何がありますか。非常に今、担い手、認定農業者等が稼げるよう、農地を集積したいという国の方向性がある中で事業となっていると思うんですけれども、不用額が出た理由と、それからこの推進といいますか、前進させる方向性なんだけれども、推進体制はどうなんですか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの不用額の理由についての御質問にお答えいたします。

農地中間管理機構農地集積協力事業補助金につきましては、地域ぐるみで農地集積を進めていただいたところに対する支援でございまして、地域を決定して推進しているところでございます。事業の見込みとして、

当初地域の方と話し合いながら事業を始めるわけでございますけれども、その時点におきまして土地改良事業等の遅れにより、地域での話し合いがまとまらず、補助事業の活用を次年度以降に見送った地区、それから当初の見込みより集積の面積が少なかったことなどによるものでございます。

また、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の不用額の理由といたしましては、当初は機械、施設整備で農業者が計画をしておりましたけれども、補助要件等が満たせず申請に至らなかったもの、また整備に当たり入札の結果差額が生じたものなどがその理由でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 農業振興費の中で、議案書⑤の53ページには補助額の実績を踏まえて不用額が出ています。また事故繰越等のお金が出ていますけれども、これらについては繰越して、市の予算ということでありますけれども、不用額はどうするんですか。不用額の取扱いはどんなふうになりますか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの不用額の取扱いについての御質問にお答えいたします。

不用額につきましては、建物等の整備に当たりまして、先ほど申しましたような入札での差金の部分ですとか、また次年度以降に計画を見送ったものなどがございまして、その不用額は使わないということになります。次年度以降に利用を見送ったものについては、再度予算取りをしていくということになります。

以上でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 それでは、続きまして、農地費での委託料の未執行についてということで、議案書⑤の154ページになりますけれども、参考資料を見ますと、未執行が生じたために不用額が出たと。何か理由があるのでしょうかから、未執行の理由について、どうなんですか。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの田口委員の質問にお答えいたします。

議案書⑤の154ページから155ページにあります、農地費の12節委託料の未執行の主なものにつきましては、小吹町地内の宮脇池北側遊歩道整備の測量設計委託を未執行としたものでございます。その要因といたしましては、これまで宮脇池は農業用ため池であったことから、農業環境整備課が予算対応し、周辺整備事業を進めてまいりましたが、令和3年度より宮脇池に隣接する植物公園のリニューアル整備にあわせて公園緑地課が整備担当となり、整備事業を引き継ぐこととなったため、今回においても委託実施を未執行としたものでございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 事業の変更、内容の変更ということでもありますけれども、こういうことはよくあるのか、こういう変更というのはあり得ることなんですか。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 非常にまれなことでありまして、私どもとしては初めてのことです。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 この委託料に関しては変更だということでした。

それでは、次に水田農業対策費ということで、議案書⑤の156ページになります。ここにおいても補助金が、負担金補助及び交付金というのが、非常に大きな金額が不用額として計上されていますので、まずこれについても予算はどこから出ていますか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

水田農業対策費の中の負担金補助及び交付金の財源につきましては、国の補助事業及び市の作物支援の2つが入っております。

以上です。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 これだけの額が不用額として出ているということは、何かの変化があったということが考えられますけれども、当初の見込みからこれだけ不用額が出た原因として、何が考えられますか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 田口委員の不用額の理由についての御質問にお答えいたします。

令和3年度予算の負担金補助及び交付金の不用額につきましては、国の補助事業を活用して機械等の整備を計画いたしましたところ、国において令和2年度の補正予算で事業化された麦・大豆生産性向上支援事業補助金というものを使って、要望がありました5つの団体に対しまして面積の拡大や新技術の導入等、取り入れるための機械整備の支援を、市としても計画をいたしました。それで予算化しましたが、4団体が、面積拡大についての計画に対して地元と協議が整わなかった、地元と協議したところ、役員さんが見込んだほど拡大が進まなかったということで申請に至らず、1団体での実施となったということが理由でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 2年度にやろうよということで計画を進めていって、3年度にこの予算を立てたんですよ。そういうことだよな。3年度中、新たにまとめてやろうとして当初予算にしたのか、あるいは2年度末に来年度にしようということで、3年度に予算をこれだけ確保したと、そういう違いか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 国の事業でございまして、2年度補正予算ということで、これが示されたのが12月頃でございました。それから団体のほうへの要望調査、それから市の予算編成に組み込むというようなスケジュールでしたので、通常の事業要望をしている時間がちょっと少なかったということがあって、機械整備の計画がある団体は全て予算化をしたという状況で、事業実施に当たっては1団体のみの実施となったというのが実績でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 不運にもこの1団体しか認められなかったということかもしれませんけれども、一生懸命やろうと思って出てきたと思うんだよね。それなもので、今後についてもその後申請するかしていないか、協議されたか、どっちに行くか分かりませんが、それらについてはやろうという意思があればしか

りとしなければならないのかないうふうに思っています。

今、課長も御存じのように、小麦の値段あるいはいろんな輸入品との競争ということで、そういう食料の問題に関しては、国においても麦・大豆というのは、我々生産者ですけれども、あまり収入が大きくない。ただ、これからは日本で買える食料のもの、そういう考えではない時代に入ってきたので、やっぱり麦・大豆というのは昔の原点に返って、ある程度の補助金を出しながら生産力向上に努めなければならないものだと思うので、これまでそういう申請があるかないか。申請があったので、この予算を立てているのかもしれませんが、どのような形でこの麦・大豆に対しては支援しているか、3年度に入ってから。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの麦・大豆の推進に関する御質問にお答えします。

市におきましても麦・大豆の生産拡大に取り組んでいるところをごさいます、現在生産している団体等に、補助事業のメニューなどがありましたら、随時御紹介するとともに、団体での取組を市としても推奨しているところをごさいます。しかしながら、輸入品等との価格競争で、価格が生産費を下回っているというのが実情をごさいます、生産に対する国の交付金に加えまして、市独自の助成制度を設けながら生産拡大に、それから生産組織の育成に取り組んでいるところをごさいます。

また、品質向上を図るためにも病虫害防除費用の一部を助成したり、出荷のために必要な大豆選別機等の導入支援などを行っているところをごさいます。

以上です。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 この項目の最後ですけれども、この不用額の今後の扱いについてはどのようにになりますか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 不用額等の取扱いについての田口委員の御質問にお答えいたします。

不用額につきましては、事業のメニューを地元の団体に御紹介しながら予算化するようにしましたけれども、申請を断念したというような経緯から、今後事業については使わないといいましょうか、不用というものとして取り扱ってまいります。

以上でございます。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 はい。福島委員。

○福島委員 いやいや、ちょっと意見。今、これは3年度の決算をやっているんだから。そうでしょう。委員会にかかったのは認定するかしないかの話なんだ。不用額をどうするかつたって、もう不用額は不用額で戻しているんだからな。そうでしょう。だから3年度の不用額はどうなるとるんだと、そういうことでしょうよ。だから、今後どうします、こうしますっていう話じゃねえんだよね。この不用額はどう取り扱ったかというのを明快に答えてください。

○飯田委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問に対して、財政課のほうでお答えをさせていただきます。

不用額につきましては、これは当初の予算を組みまして、その範囲で執行がそこまで至らなかったという

ことが原因で生じたんですけれども、現金が余っているということではありませんで、当初想定していたものがそこまで執行されなかったということでございます。

現金については、歳入と歳出の差というところで生まれてくるものですから、不用額の分、そのまま現金があるというよりは、予算がそこまでの執行に至らなかったということになるものでございます。

〔「だから委員長ね」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 はい。福島委員。

○福島委員 不用額つうのは予算が未執行だったんだよ。そうでしょう。それをどう扱ったかという質問をして、これはいいか悪いかということでしょう。

○飯田委員長 はい。田口委員。

○田口米蔵委員 それでは、この農林水産業費については終わらせていただきます。

最後に公園費ということで、議案書⑤の180ページで、関係資料のほうは25ページ、その公園費の中で当初説明がありましたよね。その説明のときに東部公園等という言葉が出たものですから、ちょっとお聞きしたいなと思って通告いたしました。

御存じのように、東部公園についてでありますけれども、当該用地は東部浄化センターということで昭和40年ほどから始めたんだよね。あれからもう50年、そして白紙になってから、平成18年のことだと思うんですけれども、東部公園ということを経営会で決められたということで、それからでも15年以上たっているというような形になります。コロナ禍においては未執行が生じたとか、いろんなもの、不用額が出ていますけれども、東部公園については、以前にコロナとか、いろんな財政上の理由で事業計画を遅らせるというような発表があったかと思うんですけれども、令和3年度に関しての当初の計画と進み具合、事業達成ということはどういう形になりますでしょうか。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

東部公園の工事は、1年後の令和5年度にサッカー場を供用開始するように動いてございまして、令和3年度の整備内容としましては、サッカーグラウンドの供用開始のために必要な防球ネット、サッカー場の周りの高いフェンス、あと園路の舗装、照明灯、駐車場の整備などをやっております。

進捗につきましては、工事全てが順調に進んでおるんですが、一部繰越しをしております、令和4年度現在まで続いている工事もあります。ただし、工事はおおむね順調に、令和5年度の供用開始に向けて進んでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 今順調に進んでいるということでありまして、3年度に関しては、この事業に対してはちょっと繰越しがあったわけでありまして、それに対しての未執行というのはありませんか。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

未執行はございませんでした。

以上でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 最後ですけれども、東部公園に限らず関係資料には委託料が、よくある言葉でありますけれども、契約差金及び未執行が生じたためと、この額が資料にちょっと出ていますけれども、この契約差金は差金でしょうか、未執行というのはどういうものなのか、説明をお願いいたします。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず未執行、委託料の不用額が高額になってございますが、こちらの未執行の大半の部分は水戸市公園協会の指定管理に伴う委託費の不用額でございます。

中身でございますが、令和3年度から新たに水戸市植物公園の運営費も指定管理に追加してございます。令和3年4月の第1期リニューアルオープンにあわせまして、改修した温室の熱源変更、ごみ処理場のところから燃料費として重油に変更したわけでございますが、その使用料の予算と実績に大きな乖離があったということが主な原因となっております。

ほかに、パークPFI事業に関する事業者選定支援委託につきましても、令和3年度の公募開始を見直したことによる減額変更なども不用額の一因となっております。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 自分の項目に関しては全て終了しましたので、ございません。

以上です。

○飯田委員長 それでは、田口委員の通告に関連する質問があれば発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 以上で、田口委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、佐藤委員から発言をお願いします。

○佐藤委員 それではよろしく申し上げます。通告に従いまして、順次、質問していきたいと思っております。

私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。9月定例会に和解及び損害賠償ということで専決処分
の報告がありますけれども、その3年度分を含めまして、まずは公用車の公務災害についての質問というところから入らせていただきます。

今回資料請求させていただきました。市本庁舎を含めまして、水戸市の公用車の3月末現在の一覧につきま
して、まず御説明をお願いしたい。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 令和4年度決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。こちらの資料は、上
下水道局を除く公用車の一覧となっております。

令和3年度末現在、合計で原動機付自転車を含めて554台の公用車を保有しております。車種ごとでは、
原動機付自転車が8台、乗用自動車が38台、トラックなどの貨物自動車が9台、ライトバンなどの小型
貨物自動車が106台、ごみ収集車、消防車などの特殊自動車が140台、パワーショベルなどの大型特

殊自動車が4台、バスなどの乗合自動車が10台、軽自動車が239台で、合計554台となっております。

一方、部ごとでは、市長部局のほうで合計で419台、消防局が91台、教育部が43台、選挙管理委員会事務局が1台となっております。

説明は以上です。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そこで、この公用車を含めまして、本市が支払っている保険料があると思うんですけども、まず支払っている先と令和3年度の分を含めて資料請求しましたので、2ページの資料につきましても説明をお願いいたします。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、公用車の保険料の支払い先でございますが、水戸市の公用車につきましては、公益財団法人全国市有物件災害共済会に加入しております、この公益財団法人全国市有物件災害共済会は、全国の多くの市から委託を受け、市が所有する公有財産などの災害による損害を、相互に救済する団体です。民間の損害保険会社に比べまして、保険料のほうは割安となっております。

続きまして、保険料の額でございますが、令和4年度決算特別委員会資料2ページをお願いいたします。

公用車の自動車損害保険料につきましては、こちらの表では自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責と任意保険の合計額となっております。令和元年度が車両台数561台で1,545万5,009円、令和2年度が車両台数562台で1,411万9,771円、令和3年度が車両台数554台で1,390万4,521円でございます。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そこで、令和3年度の公務災害ということで、資料請求をさせていただきました。まず、専決処分として金額が議会のほうへ、その報告があった場合の金額は載せてくれているんですけども、金額が載ってこないなど、そういった公務災害を含めた事故があったのかどうか、質問させていただきます。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 決算特別委員会資料2ページの損害賠償金支払一覧を御覧いただきたいと思います。一番上の段が公用車事故報告件数ということで、これは市のほうの規定で損害賠償に至らないような軽微な接触事故を含めて報告することになっております、こちらの件数が15件、それから今お話がありました、議案書のほうに専決処分として載る損害賠償の件数が7件でございます。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

このように報告がありますけれども、実際この専決処分で支払う保険の、被害に遭われた方への保険金、そういったものはどのように流れていくのか。この決算のほうには載ってきておりませんが、そのよ

うな、まず事故を起こしてしまった場合の相手方、相手側への対応について、これは所管である財産活用課がやっているのか、それとも起こしてしまった不慮の事故ということで担当課がそれぞれやっているのか、それぞれどのように手続をしているか御説明ください。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

事故が発生した場合には、庁内で先ほど申し上げました事故報告を行うとともに、相手方に何らかの損害が発生した場合は公益財団法人全国市有物件災害共済会のほうに連絡いたします。以降は民間の損害保険会社と同様に、この共済会におきまして相手方の保険会社との責任割合の交渉や保険金の支払いを行います。ですので、市における会計処理はございません。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうしますと、それぞれ発生した所属の課のほうで手続を進めるということによろしいですか。それとも財産活用課のほうで一括して手続するのか。もう一度質問します。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 手続のほうは、それぞれの担当課で行っております。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それぞれの担当課ですと、事故ゼロ、こういったところが基本だと思いますけれども、基本的に事故がない中でこういった事故があった場合に、手続をする際にはかなり不慣れな業務かなと思うんですけれども、その辺はもう簡潔な業務、マニュアル化しているのか、そういったところをお伺いします。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 実際の相手方の保険会社との交渉などは、先ほどから申し上げております全国市有物件災害共済会のほうで行いますので、職員が直接相手方の被害者、そういった方と交渉することはありません。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それでは、保険会社への連絡も全て事故を起こしてしまった職員の所属の課のほうでやるということで、職員のほうには何ら負担はないといったところでありますので、そういったところを含めまして、まず事故ゼロにしていきたいなと思いつつも、その事故ゼロに向けて、水戸市として本庁舎内での交通安全の教育など、こういったところを全て、3年度の研修などでやられたのか御説明いただきたい。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 公用車の事故未然防止策につきましては、各種研修を行っています。研修内容としましては、安全運転研修、安全運転管理者研修、特定業務運転者研修の3種類です。

まず、安全運転研修につきましては、主に新採職員を対象に、自動車の運転に関する基本的技能及び知識を習得し、安全走行についての資質の向上、意識の向上を図ることとして、県自動車学校において実施して

おります。

次に、安全運転管理者研修についてですが、安全運転管理者とは道路交通法により乗車定員が11名以上の自動車1台以上またはその他の自動車5台以上を使用する事業所ごとに選任することとされており、本庁舎のほか清掃事務所、保健所、道路補修事務所、消防局に配置されております。安全運転管理者の業務としましては、運行計画の作成や試乗点検のほか、道路交通安全教育や安全運転指導等がございますので、その業務に必要な知識と技術を習得すべく、安全運転中央研修所において実行しております。

また、特定業務運転者研修につきましては、運転業務を日常としている職員、バスを運転している職員等の運転技術員を対象に、安全性・確立性が要求される業務に従事する運転者に必要となる知識や技能を習得すべく、こちらも安全運転中央研修所において行っております。

そのほか、未然防止策としましては、定期的に行う各課への通知において、交通法規遵守、安全運転の励行等を全職員に対して注意喚起しているほか、各職場におきましても、それぞれの職場の業務に応じた交通安全教育や安全運転指導を行っております。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうですね、昨年度の研修を含めた、教育の回数を御説明いただきたいと言ったんですけれども、ありがとうございました。

それでは、ぜひ事故ゼロに向けて、未然防止を含めた対策を進めていただくようお願いしたいなと思っております。

続きまして、あわせて専決処分に入ってくる和解及び損害賠償の中でも、道路欠損による損害賠償を含めた報告がやはり毎回上がってきております。9月定例会、前回の6月定例会を含めましても、今年度も数多くの和解及び損害賠償の報告が上がっておりますけれども、続いて道路欠損上、道路維持費を含めた状況について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、資料請求3ページにありますとおり、令和3年度の事故発生状況、水戸市として支払いをしている保険料を含めた御説明を、まずしていただきたいと思っております。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの佐藤委員からの御質問についてお答えいたします。

決算特別委員会資料のうち道路管理課提出の資料3ページを御覧いただきたいと思っております。過去3年度にわたりまして、年度ごとの支払いの事案をまとめてございます。

令和元年度におきましては、合計6件で141万6,379円の損害賠償金額の支払いがございました。さらに、令和2年度につきましては、同じく事故発生5件に対しまして、大変申し訳ございませんが、ちょっと資料を訂正させていただきたいのですが、合計額が資料のほうでは164万156円とあるところ、正しくは161万9,878円ですので、おわびして訂正させていただきます。このように令和2年度がございまして、さらに続きまして、令和3年度につきましては事故が3件ございまして、合計額が37万4,951円でございました。

これらの損害賠償金の支払い元となります、市が加入している道路賠償責任保険の保険料の推移につきま

しては、同資料の2番目にございまして、令和元年度から令和3年度における保険料が記載してございます。元年度が321万7,690円、2年度が322万3,130円、3年度が322万7,210円となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それで、この保険料につきましては、まずどのような算出根拠があつて、どちらのほうに支払いをしているのか、質問いたします。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険に加入しております。そちらの規格に基づきまして、市が管理する道路の延長当たりの保険料率、いわゆる単価が設定されております。この単価に市が管理している市道あるいは農道の道路延長を掛け合わせまして、保険料として算出してございます。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうしますと、本市は幅広く道路を管理していると思えますけれども、この事故件数というのが増える、例えば100件になった場合には、保険料というのは上がるのでしょうか。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 本保険につきましては、支払額の上限額の設定がございまして、その内容についてでございますが、身体障害賠償については1年につき1億円、1事故につき10億円、対物賠償につきましては1事故につき2,000万円となっておりますので、この範囲の中で補償をしていくことになっております。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、事故の件数ではなく、限度額があるだけで、あくまでも管理している総延長距離の範囲での保険料がもう決められているということよろしいんですか。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃるとおり、件数ではなくて限度額の範囲の中で対応していくことになっております。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

被害に遭われた車両の持ち主の方々、事故に遭われて大事な私有財産が傷つけられてしまうといったところを、なくしていかんやならないと思えますし、やはりこれだけ幅広い面積を管理しているといったところがありますので、事由、場所を見つけるといったところはなかなか難しいかなと思います。本市としての欠損箇所を見つける手段、そういった取組について質問します。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの委員御質問の道路欠損箇所の状況把握の取組について御説明いたします。

これにつきましては、私ども道路管理課職員もしくは委託業者による毎日の道路パトロールを行いますとともに、市民からの通報、さらには水戸市安心・安全見守り隊などの協力機関や、市内の郵便局などから道路の破損等について情報提供をいただく仕組みとなっております。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そこで1つ質問ですけれども、市民からの通報は、昨年度は何件ほどあったか。

○飯田委員長 丹治道路管理課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの御質問についてお答えします。

昨年度について申しますと、私ども道路管理課に寄せられた相談件数が約1,500件ほどございますが、そのうち道路の欠損に係るものが324件ございました。

以上でございます。

○飯田委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

御説明いただきありがとうございます。状況把握ということで、いろいろな手段でやられているかと思っております。昨年度300件ほど、私もいろいろな場所で欠損箇所等を含めたお声を伺っております。ぜひともやはり事前に防止する、なかなか全ての箇所に行くのは大変かと思えますけれども、やはり気をつけるだけでも、道路に関わらず1,500件も、補修事務所を含めて職員の方々が対応に当たると思いますが、他市の事例ということで、ほかの事例で言いますと、今アプリなどを使って実際の破損箇所を含めたところを写真に撮って、そのままメールで報告すると、そういうところが数多くの自治体で採用されていますので、被害に遭わないような取組を含めた、いろいろな手段をぜひともお願いしながら、私からの公用車、道路維持費についての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○飯田委員長 それでは、佐藤委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 以上で、佐藤委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは暫時休憩します。

〔「ちょっと待って、人を入れ替えるの、それともこれで午前中終わりなの、今日は終わりなの」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 午前中は終わりで、午後はまた1時からにしようと思います。

〔「だって1時間まだあるんだもの、午後の人今やっちゃえば」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 午後は午後で。申し訳ないですけれども。

それでは、委員会は午後1時から再開します。よろしくをお願いします。

午前11時 0分 休憩

午後 1時 0分 再開

○飯田委員長 休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

それでは、五十嵐委員から発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 それでは、ただいまより通告に従いまして、順次、質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1時間という持ち時間でありまして、オーバーはしないと思っております。貴重な時間ですので、各項目につきまして端的に質問させていただきたいと思っております。また、下の階のモニターにも映っていると思うんですけども、市民の皆様にも分かりやすく、難しい行政用語をできるだけ使わずに御説明いただければ幸いです。お願いします。

まず初めに、市税についてお伺いいたします。議案書⑤の2ページから5ページに、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、それぞれの当初予算額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の詳細の数字が記載されております。

令和4年度に予算の編成をする際の見込みとして、令和3年度の予算においてコロナ禍の影響により大幅に減少する見込みであったところ、決算見込みでは法人市民税が、金融、証券業の業績が堅調であるということ等を要因に予算を上回る状況であるため、市税総額については、減少幅が想定より縮小する見通しとなっていると聞いております。

そこで、改めて令和3年度の決算における市税収入の状況や内容等について、執行部の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

市税の決算状況につきましては、議案書⑥各会計決算報告書、資金運用状況調書の8ページをお開き願います。

市税の決算状況につきましては、令和3年度の市税全体の決算額でございますが、412億1,424万8,182円となっており、令和2年度と比べ4億9,124万4,356円の減となっております。また、収納率につきましては、令和3年度は97.6%となり、前年度比で1.0ポイント増加しております。決算額が減少した主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等に対する固定資産税の軽減措置を実施したことによるものでございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

ちょっとここで差押えになるまでの経緯というか、簡単にでいいんですけども、ちょっと確認しておきたいと思っております。

○飯田委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市税のほうの差押えでございますが、納期限を経過した市税等につきましては、納税者等に対しまして督

促、納付催告、差押えなどを段階的に進めております。その中で納付相談をしておりますが、納税相談も納付もないような場合には、法律により差押えが認められている財産の判明したものにつきましては、滞納処分を執行するなど、法令に基づき適切に対応しているところでございます。

財産がありながら納税しない方を放置することにつきましては、納期限内に納税されている多くの市民の方との不公平感を生んでしまいますので、行政の信頼を損なわないためにも必要な措置だと考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

最後にちょっと聞きたいんですけども、令和3年度で不納欠損になった方だとか、また令和3年度において5年の消滅時効が来て不納欠損となった方が何人ぐらいで、どのくらいの金額なのかを聞いて、この質問について終わります。

○飯田委員長 高安収税課長。

○高安収税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

不納欠損額につきましては、令和3年度決算審査関係資料の11ページを御覧願います。

表の一番上の行に、市税の不納欠損額を記載しております。令和3年度の市税における不納欠損額は1億1,914万9,082円となっております、件数につきましては1万54件となっております。

このうち、5年経過の時効により不納欠損となった額につきましては3,144万1,443円、件数にしまして3,055件となっております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 はい、分かりました。意見は後でまた別の日に言います。

それでは次に、歳入の中の財産売払いについてお伺いします。

議案書⑤で言いますと51ページになります。1目の不動産売払い収入、収入済額1億154万8,417円とあります。詳細につきましては、令和3年度決算審査関係資料の123、124ページの普通財産処分等の状況の中に、29項目にわたりまして契約年月日、相手方氏名、処分地、地目、面積単価、金額、摘要、事由が記載されております。

そこで、令和3年度において財産処分した経緯や主な内容等について、まず御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 令和3年度決算審査関係資料の123、124ページをお開き願います。

市有財産の売払いにつきましては、令和3年度売払い総額は、124ページに記載してありますとおり1億154万8,417円でございます。全体としては29件ございますが、売払いの契約件数は23件、面積は6,956平方メートルです。

契約の方法としましては、23件全て随意契約でございます。

資料では右端の事由の欄に、隣接土地所有者に売払いとありますが、こちらにつきましてはその旨を、それ以外の随意契約につきましては随意契約のみ記載してございます。

まず、隣接土地所有者への売払いは廃道敷や廃水路敷及び道路整備事業用地として土地を取得した後の残

地につきまして、狭いもの、小さいもの、形が不整形なもの等の理由により、隣接土地所有者以外の単独の利用が難しいもので、当該所有者に売り払ったものでございます。

このような土地につきましては契約件数16件、面積のほうは4,975平方メートル、金額が2,879万3,517円でございます。

隣接地所有者への売払い以外の随意契約は、契約件数7件で、その随意契約の理由としましては2通りございます。1つ目が、入札により売払いをすべく公募を行いました。公募期間中に応札者が現れず、応募期間終了後に先着順で申込みがあった者に売払いを行ったものです。2つ目の随意契約の理由が、公共事業用地として土地を譲渡いただいた方への代替地です。理由ごとの契約件数と面積は、公募期間終了後の先着順が契約件数5件、面積のほうは1,764平方メートル、金額のほうは5,381万円です。それから代替地のほうは契約件数2件、面積217平方メートル、金額のほうは1,894万4,900円でございます。

それから、金額の欄に譲与とあるものについて御説明いたします。

道路や水路について、その機能を保ったまま隣接土地所有者の求めに応じて位置を変更する場合、すなわち付替えを行う場合、両方の土地の価格が同額となることを前提に、付替え後の道路や水路の用地は隣接土地所有者から市への寄附となり、もともとの道路や水路の用地は市から隣接土地所有者への譲与というふうになります。そちらのほうは6件ございました。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 詳細にわたりまして丁寧な御説明、ありがとうございました。

令和3年度の売払いの額というのは、令和2年度、令和元年度と比べるとどのような感じになっているのか、同じなのか。あとこの譲与というのは、ずっとあって何で今年度に譲与になったのか、ずっとあったのかなと思うんですけども。3年度に譲与した理由をちょっと教えていただければと思います。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 五十嵐委員の質問にお答えいたします。

売払い状況の過去3年間の推移としましては、令和元年度の売払い額は約7,400万円、令和2年度は1,800万円、令和3年度が約1億円ということで、このようにばらつきが大きいのは、隣接土地所有者の売払いにつきましては周辺の開発の動向、それから公募による売払いにつきましては売払いの対象となる物件の数や規模、それから代替地につきましては公共事業の進捗状況など、それぞれ不確定要素があると考えていますので、このような形でばらつきが多いものとなっております。

それから譲与の件数でございますが、令和元年度は3件で1,975平方メートル、令和2年度が6件で512平方メートル、令和3年度は6件で868平方メートルですので、こちらもその周辺の開発の動向などによって、ばらつきが多いものとなっております。

説明のほうは以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございました。

そうしたら歳出のほうに移らせていただきます。まず総務費について、5項目にわたりお伺いいたします。

1点目に、財産管理課に管理費についてお伺いさせていただきます。

令和3年度決算審査関係資料の37、38ページに、事業名及び事務名、委託先、期間、金額が記載されております。また、市有地（普通財産）に関する維持管理費、過去5年の一覧の資料を御用意していただきました。

まず初めに、資料を用意していただいた中で、除草業務、樹木伐採・剪定業務、保守点検業務につきまして、主な内容と具体的な場所などにつきまして御説明を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えいたします。

決算特別委員会資料4ページを御覧願ひます。

普通財産であります市有地に関しまして、過去5年の維持管理に要した委託費をまとめたものでございます。令和3年度に行っている管理業務としましては、除草業務、樹木伐採・剪定業務、保守点検業務の3つでございます。

除草業務を行っている箇所は、青柳団地、水府団地など売払いの相手方が決定しないものや、道路づけが十分でなく跡地利用の方向が決定しないものなどでございます。このような業務の委託費は747万100円です。

それから樹木の伐採・剪定等を行っている箇所は、旧水戸市土地開発公社が造成した住宅団地の残地などの樹林地におきまして、強風などの理由により倒れた樹木、破片を処理しているものでございます。

保守点検を行っている箇所は、こちらも旧水戸市土地開発公社が造成した吉田が丘住宅団地内の駐車場に消防設備を設置してありますが、そちらの点検を行っているものでございます。

説明は以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

保守点検業務につきましては、平成30年度から若干であります徐々が増えております。その理由等につきまして教えていただければと思います。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

年々人件費や消耗部品等の交換のために少しずつ値上がりしているものでございます。

説明は以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 じゃ、この質問の最後になります。維持管理費を削減するためには市有地を売却する方法があるかと思ひますけれども、令和3年度において、何か特筆するような売却の動きというのがあったのかどうか、お聞きして終わりたいと思ひます。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 土地の売払いにつきましては、公募開始時に公告をするとともに、「広報みと」やホームページ等でのお知らせ、現地の立て看板などのPRを進めておりまして、特段、令和3年度に新しい何

かをしたということはございません。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

2点目に、交通政策につきまして質問させていただきます。

議案書⑤令和3年度歳入歳出決算事項別明細書の78ページから81ページまでの6目交通政策費ですね。また、議案書⑥令和3年度各会計決算報告書の24、25ページになります。また、こちらにつきましても、決算特別委員会資料の8ページに、1,000円タクシーの利用状況について、過去5年間の一覧の資料を用意していただきまして、ありがとうございます。

この表を拝見しますと、令和3年度は8地区に拡大されて、市民の足がさらに拡大されたものと、よかつたなというふうに思っております。そこで、改めまして、1,000円タクシーの内容や仕組みについて、ここで御説明いただければ幸いです。

また、令和3年度における利用状況や問題点があれば、あわせてお伺いをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

まず、1,000円タクシーの内容や仕組み等でございますが、水戸市内につきましては、水戸市公共交通基本計画に基づきまして都市核、既成市街地及び郊外部の各エリアのニーズに応じた公共交通サービスを提供する施策を推進していく中で、交通政策のメインであるバス交通につきましては、利用者の利便性を高めるべく、バス事業者と連携を図りながら進めておりますが、一方で公共交通の少ない郊外部におきましては、市民の皆様の方の足の確保策として地区の皆様の方の声を伺いながら、この1,000円タクシーの制度の見直しを図りながら実施しているところでございます。この制度は、市がそれぞれの地区に配置するタクシーを半額で借り上げまして、利用者から利用料を頂いて実施しているところでございます。

次に、令和3年度の方の取組はどういったものがあつたのか、これについて御説明いたします。令和3年度の方において、1,000円タクシー事業に係る見直しを行っております。こちらについては、指定目的地に関する見直しを2点図つたところでございます。

1点目は、指定目的地の拡大として、スーパー等へのお出かけの需要に対応できるよう、例えばこれまで国田地区にお住まいの方であれば隣接する飯富地区、渡里地区、堀原地区、西原地区、こういった隣の地区にもお買い物で御利用いただけるよう、見直しを図つたところです。

2点目につきましては、地区に隣接する市町村の医療機関、それから商業施設も指定目的地に加えたところでございます。例えば、下大野地区にお住まいの方であれば、ひたちなか市の医療機関、それからカスミ那珂湊店、エコス大洗店、こういったところも御利用いただけるよう、見直しを図つたところでございます。

あと、問題点というところでございますが、請求資料の8ページにございますとおり、年間の利用状況を御覧いただくと、5年間の間で国田地区におきましては、導入当初から人数を増やしてきたところでございますが、令和2年度、コロナ禍の影響で利用が一旦落ち込んでいたところでございます。コロナが落ち着き次第、再びまた御利用いただけるよう、制度の周知等を市民の皆様にも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

次は、各地区にお住いの皆様へというチラシがありまして、その中にも地区ごとの交通結節点につきまして、ということですかね、その辺ちょっと確認させてください。

○飯田委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

指定目的地の考え方の御質問というふうに認識しておりますが、指定目的地の設定につきましては、五十嵐委員がおっしゃるように交通結節点、例えば常澄駅、それから最寄りのバスの営業所、そういったところには500円でいけるようにしてございます。その他日常生活圏域や医療機関、そういったところについては1,000円で移動できる制度でございまして、先ほど申し上げた隣町の区域に移動できるというのは日常生活圏域、こちらの移動区域を拡大したというところでございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

1,000円と言うと、またワンコインとはちょっと違いますけどね。また利便性も図れて、今のような考えで進めていただければ最高に利用しやすいんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして3点目に、防災対策についてお伺ひさせていただきます。

議案書⑤の86ページから89ページ、13目の防災対策費になります。また、議案書⑥の28ページですね。主要事務事業の中の15、防災対策事業では、1に災害用備蓄物資・資器材の整備、また6では原子力災害対策の強化とあり、全ての項目、重要なものばかりであると認識しておりますが、今回は令和3年度の予算における主要施策に防災・危機管理課で無線機の機能強化を位置づけておられました。

災害時には電話等の通信手段が使用できなくなるおそれがあり、いざという災害時には、災害対策本部などは避難所や甚大な被害が発生した現場と確実に連絡を取り合えるようにならなければなりません。そこで、今回更新されました無線機につきまして、どのような機能があり、強化されたのか、具体的な内容や特徴についてお伺ひさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

更新した無線機につきましては、スマートフォンタイプの機器を導入し、操作が容易なことはもとより、電波の二重化、さらには画像の送受信も可能となるなど、機能強化を図ったところでございます。

また、委員御指摘のとおり災害時にも確実に運用できる体制づくりが不可欠でございますので、9月1日にも通信訓練を実施いたしました。引き続き定期的に訓練を行い、実効性のある運用体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 詳細に分かりました。ありがとうございます。

ちなみに、幾つぐらい整備されて、ふだんはどの辺に置いてあるかというのは、市役所でしょうか。ちょっとその点もあわせて。

○飯田委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 お答えいたします。

導入した無線機につきましては220台でございます。そのうち160台が市の内部の関係各課、また避難所などに配備してございます。残りの60台につきましては、災害協定を締結して災害の初動段階にも即座に活動していただけるような団体の皆様に既に配備し、訓練などを行っているところでございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

3.11のときを思い出しますと、本当に通信方法がなくて、バイクとか自転車とか、現地に行かなければ状況が分からないということでありましたので、今回の無線機は大いに災害のときに役立てるものと認識しております。

続きましての4点目、空き家対策についてお伺いいたします。

議案書⑤では94ページから97ページ、21目の環境対策費です。また、議案書⑥29ページの17、空家等対策事業になります。

初めに、令和3年度における市内の空き家の数とか空き地の数が分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○飯田委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

市内における令和3年度末の空き家の件数は775件です。空き地のほうの件数につきましては、相談があった件数は132件です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これ、ちょっとお聞きしたいんですけども、担当の方は空き家・空き地対策の5名でしたかね。そういう少ない数で把握というのも大変かと思うんですけど、この辺は庁内で連携を取って把握しているものでしょうか。都市計画課とか固定資産の税金の関係とか。どういう形で数を把握しているのか。

○飯田委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

まず、私どものほうでは、相談がありましたら資産税課のほうに所有者の調査を行います。なので、そういったところで資産税課との連携を行いまして、その空き家の現地を調査いたします。現地を調査いたしまして、例えば結果的に人が住んでいる、ただ道路のほうに草木が繁茂していると、そういった場合には道路管理課と連携を取るなど、適宜状況に応じて関係各課の方と連携を図っております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

この中には、特定空家というのは入っていないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○飯田委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

現時点で特定空家に指定したものはございません。ただし、指定には至っていないものの、近隣住民の方へ迷惑になっている案件につきましては、所有者に対して改善策を実施するよう、行政指導を重ねて行ったところであります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

以前、ちょっと前にテレビで何か空き家の中に動物がいっぱい集まってしまっすみかになってしまっているとか、あるいは建物がもう倒壊しそうで危ないというところで、これはすぐに持ち主が処分したということでしたけれども、そういうところは、令和3年度にはなかったということで認識しました。

それでは、主に管理不全な空き家と空き地の所有者に対する行政指導や空き家リーフレットの配付を行っていると思います。また、さらに専門家による無料の相談会の実施も行っていると聞いています。その内容についてお伺いをしたいと思います。

また、年間を通して近所から苦情とか問合せがかなり多くあるというふうに思うんですけれども、その数をさっき聞きましたっけ。もし、まだでしたら、その辺の数を教えていただけたらと思います。

○飯田委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度中に相談がありました空き家は、令和2年度以前に相談があり、令和3年度にも相談があったものも含めまして172件でございます。あと、無料の相談会のほうは令和3年度に2回実施いたしました。5月と11月に実施いたしまして、5月が9組、11月が6組でございます。この2回の開催につきましては、令和2年度まで1回でしたので、昨年度から強化するというので2回を増やして実施したものでございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

それでは、総務費の最後になりますけれども、水戸黄門ふるさと寄附金についてお伺いさせていただきます。議案書⑤の96、97ページ、議案書⑥の33ページになります。

この項目につきましても、水戸黄門ふるさと寄附金、過去5年の一覧を御用意していただきました。令和3年度は当初の見込みより少なかったと認識しておりますけれども、なぜ見込みを下回ったのか、要因や状況等について教えていただきたいと思います。また、3年度においては、水戸市の特産品等は令和2年度と変わらないのか、どのようなものがメインだったのかとか、あわせてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○飯田委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木参事兼市民税課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えいたします。

令和4年度決算特別委員会資料5ページを御覧ください。

こちらの資料で、過去3年で見ますと、令和元年度から寄附の件数、寄附額ともに伸びてはいるんですが、ただ見込みを下回ってしまったということにつきましては、やはり全国的に寄附の返礼品の競争というもの

が激化しておりまして、その辺りが水戸市のほうにもちょっと影響しているというところがございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

水戸市では、この水戸黄門ふるさと寄附金、水戸市の発展のために使われるそうですけれども、将来を担う子どもたちや福祉、教育、地域の経済の活性化に優先して使っているということで伺っておりますけれども、令和3年度は具体的にどのように使われたのか、主なものについて、もしありましたら、教えていただきたいと思えます。

○飯田委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの五十嵐委員の質問に対して、財政課のほうでお答えさせていただきます。

水戸黄門ふるさと寄附金につきましては、寄附の趣旨は先ほど委員がおっしゃられたとおりの内容でございます。ただし、財源の区分としましては、あくまで一般財源として区分をしております、具体的な事業というのはなかなか申し上げられないんですが、趣旨につきましては先ほどの委員のおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 理解できました。そのような仕組みじゃなかったの、それで結構です。

この質問の最後なんですけれども、この寄附金の指定期間というのが載っています。令和3年10月1日から令和4年9月30日と、こういう期間というのは何か意味があるのでしょうか。それで、その期間とは別に、3年度の決算ですから、それは無視した形の決算というふうに捉えてよろしいのか、その2点ちょっと確認です。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸黄門ふるさと寄附金を含めまして、今回のふるさと納税の受入れ額等の決算でございますが、今回については、令和3年4月から令和4年3月の1年度ということでの決算になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 決算はそれでいいんですね。それで。この指定期間って何か、10月から9月というのは何か意味があるんですか。これはちょっと決算とは離れちゃうんですけれども。

○飯田委員長 五十嵐委員、決算と関係ないということで、次に。

○五十嵐委員 じゃ、結構です、後で教えてください。すみません。

続きまして、民生費の中の高齢者福祉施設事業についてお伺いをいたします。

議案書⑤の112、113ページの高齢福祉費、議案書⑥の43ページ、高齢者福祉施設事業でございます。令和3年度の高齢者福祉施設開設等補助金、また整備事業補助金、また軽費老人ホーム事務補助金等の内容について、具体的に御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○飯田委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

議案書⑥、決算報告書43ページ、20の2、高齢者福祉施設開設等補助金につきましては、茨城県地域医療介護総合確保基金事業というのを活用しまして、補助率10分の10の事業として、介護施設等の開設や増床時に必要な備品等の購入経費に対して補助するものでございます。1床当たりの基準額が定められております。令和3年度につきましては、決算審査関係資料の326ページを御覧ください。こちらのページの1段目を御覧ください。1床当たりの基準額が83万9,000円、対象の介護老人保健施設の定員数100床に応じまして、補助金8,390万円を1事業者に交付したところでございます。

続きまして、再度、議案書⑥の43ページへお戻りいただければと思います。

3の高齢者福祉施設整備事業補助金につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用いたしまして、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するもので、事業費全体の2分の1を国、4分の1を市、残り4分の1を事業者が負担するものでございます。令和3年度につきましては、決算審査関係資料の326ページの一番下の段を御覧ください。特別養護老人ホーム2事業者に対しまして交付をしております。災害時に電力を復興するための非常用自家発電設備の設置について1事業者、水害対策強化に係る避難用スロープの設置について1事業者に交付をしております、合計5,548万9,000円の補助金を交付しているところでございます。また、下から2段目の高齢者福祉施設設備整備事業補助金につきましては、非常用自家発電設備の設置について1事業者が採択されておりますが、令和4年3月の採択であったために、令和4年度に全額繰越しをしております。その関係で実質をゼロということで、議案書⑥のほうには記載がない状況でございます。

続きまして、議案書⑥の43ページにお戻り願います。

4の軽費老人ホーム事務補助金についてです。

低所得階層に属する高齢者で、家族による援助が困難な方が入居する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、事務費から自己負担分を差し引いた経費について、補助金の交付を行うものでございます。令和3年度におきましては、決算審査関係資料の326ページの上から2段目を御覧ください。市内にあります全軽費老人ホームの設置者5事業者に対しまして、合計1億6,997万3,185円の交付を行ったところでございます。今後も国県と連携をしながら、高齢者福祉施設の防災・減災対策、それから低所得者対策として軽費老人ホームの運営支援などに努めてまいります。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 丁寧な御説明ありがとうございました。残り時間も少なくなってきましたので、少しスピードを上げて質問させていただきます。

次に、衛生費の中のがん検診事業についてお伺いします。

議案書⑤の132ページ、議案書⑥の61ページになります。また、決算特別委員会資料の6ページに、がん検診の受診者数と受診率について、過去5年の一覧の資料を用意していただきました。

この一覧表を拝見させていただきましたが、それぞれ5つの検診の中で令和2年度と3年度を比べてみますと、乳がん検診を除く4つにおきましては、2年度よりも3年度のほうが、受診者数がいずれも多いかと思っておりますが、受診率は全ての検診で低い数字となっております。その理由につきまして分かりやすく、ちよっ

と教えていただきたいと思います。

また、全ての検診において令和2年度を上回る受診者数となった理由、要因等につきましてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○飯田委員長 堀江地域保健課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の各種がん検診につきましては、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の中止を余儀なくされ、受診控えの影響もありましたが、そうした中におきましても市民の健康づくりが停滞しないように感染対策を講じながら実施したところでございます。

各がん検診の受診者数につきましては、前年度を全て上回りました。令和2年度については、大幅なコロナの感染拡大により期間の短縮ということがございましたので、コロナ前の水準までにはいかないまでも回復傾向にある状況でございます。受診率につきましては、資料に記載があるとおりで、委員のおっしゃるとおりでございます。低い理由としましては、以前アンケートを取ったことがあるんですが、まず、現在医療機関で治療中であるということや、または自分の健康には自信があるということでもなかなか検診に行かない、それからあとは忙しくて行けないというような意見もございました。引き続き関係団体と連携しながら、さらなる受診率の向上を目指していきます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 今まさにちょっとお話があった、またちょっと前になりますけど、厚労省の行った世論調査におきまして、がん検診未受診の理由というか、受ける時間がないとか、健康状態に自信があり必要性を感じないからとか、心配なときはいつでも医療機関を受診できるから、費用がかかり経済的にも負担になるからというような、大きなウエートを占めた答えが出ていましたけれども、これらを踏まえて令和3年度、これらの対策について、何か特に気をつけて対策を練ったということがありましたら。なければならないで結構なんですけど、お答えいただければと思います。

○飯田委員長 堀江地域保健課長。

○堀江地域保健課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

受診率向上の取組でございますが、まずは個人通知による受診勧奨や未受診者への受診再勧奨とか、検診のきっかけづくりとして無料クーポン券の交付、さらには、なかなか忙しくて受診ができないということもありますので、土日や夜間検診の実施、それからコロナ禍におきましては、なかなか検診のほうもできないということで、完全予約制にしましてウェブ予約の導入も令和3年度から行いました。また託児サービスの実施など、働く世代が受診しやすい環境づくりにも積極的に取り組んだところでございます。引き続き水戸市医師会など関係機関と連携しながら、より効果的な検診体制の整備や新たな強化策などについて、総合的に検討し、さらなる受診率の向上を目指していきます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

一生懸命されているのも重々分かっておりますけれども、なかなか結果が出ないというのも現実かと思えます。

続きまして、労働費の中の労政事業についてお伺いをさせていただきます。

議案書⑤の148、149ページ、議案書⑥の69ページになります。

UJIターンの促進を図るために、水戸市企業ガイドブックをウェブ形式で作成したとありますが、もう少し具体的にその点を教えていただければと思います。

また、企業の採用力向上を支援するセミナーを実施されたり、オンライン合同企業説明会参加促進補助金等での13件の実績等につきましても、少し詳しく教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 檜崎商工課長。

○檜崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、UJIターンの促進するための企業ガイドブックの発行についてでございますが、こちらにつきましては、平成29年度から市内企業の情報等を掲載した企業ガイドのほうを発行しているところでございます。3年度につきましては、スマートフォン等の普及を踏まえましてウェブ形式に移行することにいたしまして、市のホームページ内に特設のウェブサイトを設けまして、新卒や中途採用などの企業ごとの採用区分の基準なども新たに設けまして、内容の充実を図りながら市内企業80社の情報を掲載しているものでございます。

また、中小企業の採用力向上支援業務委託でございますが、こちらにつきましては、採用に苦慮している企業を対象といたしまして、採用のノウハウであるとか、そういったものを企業向けにお知らせというか、ノウハウを教えるセミナーを開催してございます。こちらのほうの参加者が、昨年度の実績でございますけれども、全部で23社、27名の方に御参加いただきまして、昨年12月にセミナーを開催してございます。

また、オンライン企業合同説明会の参加促進補助金でございますが、こちらにつきましては、民間企業が実施するオンラインの企業合同説明会に参加した企業に対しての参加費用を助成する補助金でございまして、こちらにつきましては13件、つまり13社に補助金を交付したところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

続きまして、農林水産業費の中の植物公園再整備事業についてお伺いをいたします。

議案書⑤であれば156、157ページ、議案書⑥は75ページになります。

植物公園再整備事業につきましては、令和2年度に一部の工事を残しましてリニューアルされました。そこで、様々な点におきまして変化が生じたものと認識しておりますけれども、具体的にはどの辺りが一番変わって、またそのポイントやリニューアルした後の実績等につきましても教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

植物公園再整備事業につきましては、令和元年度から令和3年度まで3か年にわたり継続費を組み、鑑賞

大温室や熱帯果樹温室の大改修をはじめとした改修を行いました。令和3年4月に第1期リニューアルオープンをしたところでございます。

リニューアルの効果としましては、リニューアル前の平成30年度の入園者数が4万4,686名、リニューアルオープンした令和3年度の入園者は5万5,805名と、約1万1,000人の入園者が増えたという実績がございます。また、リニューアルをしたことでリピーターが増えることを期待しまして、私どもで年間パスポートという新しい試みを令和3年度に実施いたしました。実際に、令和3年度にはパスポートを2,231枚売り上げたという実績がございまして、リピーター、市民に何度も来ていただけるような内容で、リニューアルはうまくいっているというふうに認識しています。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

続いて、商工費の中の商工業の振興についてお伺いさせていただきます。

議案書⑤で160ページから163ページ、議案書⑥では78、79ページになります。

令和3年度に実施されました10事業の中から3点についてお聞きしたいと思います。

初めに、まちなか空き店舗対策補助金につきまして、2点目には創業者支援やまちなか活性化を図るための各種セミナーの開催やコワーキングスペースやイノベーション・コミュニティスペース等の利用者の状況等につきまして、3点目に企業立地促進補助金の経過や実績等につきまして、具体的に教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、まちなか空き店舗対策補助金でございますが、こちらにつきましては、昨年度の補助件数のほうが7件となっております。こちら業種の内訳といたしましては、そのうち4件が飲食店、それから3件が小売業という形でございます。飲食店のほうに4件で237万6,000円、それから小売業に対しましては3件で194万3,925円を補助してございます。

続きまして、2つ目の質問の創業者支援やまちなか活性化のコワーキングスペースの運営に対する補助の内容でございますが、こちらにつきましては、まずコワーキングスペース水戸につきましては、共用スペースとなるコワーキングスペースを中心といたしまして、会議スペースやコミュニティスペースを擁した、創業を目指す方々を支援する施設でございます。こちらのまちなか活性化推進事業補助金につきましては、コワーキングスペース水戸の運営に対する市商業・駐車場公社への補助金でございます。

主な内容といたしましては、スタッフの person 費をはじめ創業支援セミナーの開催や相談窓口等に係る事業費、それから施設管理運営に係る光熱水費等の経費を助成するものでございます。コワーキングスペースの令和3年度の利用件数につきましては、2,250人となっております。一昨年の令和2年度の実績と比べまして16.9%増となっております。

それから3点目の企業立地促進補助金でございますが、企業立地促進補助金につきましては、企業が立地

する際の土地・建物等の固定資産取得に対する補助のほか、正規雇用に対する雇用奨励金の交付を行うもの
でございます。令和3年度の補助実績につきましては、議案書⑥の79ページ記載の6件のうち、新規立地
の1件につきましては市内の製造業者に対する工場の増設でございます、設備投資額約4億6,000万
円、固定資産取得に対する補助金といたしまして3,236万円を交付してございます。

その他の5件につきましては、雇用奨励金といたしまして合計325万円を交付したものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 どうもありがとうございました。

最後に、土木費の中の千波湖浄化推進事業についてお伺いをしたいと思います。

議案書⑤で言いますと180ページから183ページになります。議案書⑥は108ページになります。
また、決算特別委員会資料7ページに、千波湖水質浄化施策の実績、過去5年の一覧を御用意いただきまし
た。

千波湖水質の試験データ、ルネサンスⅡ目標値の8.0に対して毎年着実に数値が近づいている要因は、
那珂川からの導水事業の影響かと思いますが、それでいいのかということと、それからジェットストリーマ
ーに係る経費が平成29年度から令和2年度までの4年間の年間経費と比較した場合に、今年度は削減にな
っている理由について、また逆の形になっていますが、噴水維持管理費につきましては令和3年度が4年間
の管理費と比べて高くなっている、これは千波湖導水施設整備につきまして、その年度によってまちまちで
あるので、工事の工程の内容が一定でないからという理由なのでしょうか。それらの点につきまして教えて
いただけたらと思います。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目の水質が改善していることの大きな理由でございますが、やはり那珂川からの導水の理由が一
番だと思っております。

そして、2つ目の御質問のジェットストリーマーの値段が安くなっている理由でございますが、令和2年
度までは千波湖の水質浄化のために、ジェットストリーマーの運転にあわせて、粉状のアオコ抑制剤と
いうものの散布を行っておりました。事業執行の見直しを行いまして、令和3年度以降は薬剤散布を取りや
めることにしましたので、ここは少なくなっております。

それともう一件、噴水維持管理費の価格が、令和3年度は上昇しているという件ですけれども、千波湖に
は大噴水が1台と小噴水が2基ございまして、そのうち大噴水のポンプが令和2年度の末に故障してしま
いました。それで臨時的に予算流用しまして、修繕工事を行ったというのが理由でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 それでは、五十嵐委員の通告に関する質疑があれば、発言を願います。

安藏委員。

○安藏委員 関連質問ということで、1点目、今水質浄化の話がありました。私が心配したのは、この窒素
の年間平均値が上がっているということだけ、ちょっと説明してもらえますか。

○飯田委員長 鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えします。

水質の検査の指標としまして、主に、ここに掲載してありますCOD、窒素、リン、クロロフィルといった項目をやっております。このデータというのが、時々測定値が前後することがありまして、こちらは特別な理由があったわけじゃなくて誤差の範囲だと私は考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 了解しました。

それでは本題なんですけども、五十嵐委員の話の中で、ふるさと納税について改めてお聞きしたいと思います。

まず最初に、令和3年度の決算において、ふるさと納税事業は本市として実質赤字だったという話の内容を、ちょっとよくかみ砕いて説明してください。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の水戸黄門ふるさと寄附金事業の収支でございますが、約2億3,500万円の御寄附を頂いており、寄附者への返礼品代を含む経費が1億1,900万円となっております。一方で水戸市民が他の自治体に寄附をしたことによる個人市民税からの控除額につきましては、約6億1,600万円でございますが、その75%は地方交付税により措置されております。

以上、合算いたしますと、最終的な収支につきましては、約マイナス3,800万円となっております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 そのこと、これは多分、代表質問での答弁のことだと思ってるんですけども、そのからくりというのは、ふるさと寄附金事業の中で実質赤字という言葉じゃなくて、やはりふるさと寄附金の受入れの中で、当然寄附受入れがあって、それに対するいろんな経費、報償費とか、いろいろありますけれども、その部分の中での、あくまでもふるさと納税の収支だと私は考えるんですけども、これ、不用額として報償費の不用額2,188万円とか、手数料の3,054万8,567円とか、この部分との関連というのをちょっと教えていただけますか。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

不用額が合計で約6,100万円ほどございますが、こちらの主なものとして、報償費につきましては約2,200万円ほどございます。こちらにつきましては、寄附額を3億円と見込んでございまして、実際には寄附額が3億円に達しておりません。報償費というのは共同事業者に支払いするものが主なので、その寄附額の共同事業者に対しましては4%から13%、共同事業者によって違うんですけども、その程度の報償費を支払っております。3億円の寄附額があったということで見込んでございますので、実際3億円も寄附がなかったということで、その分が不用額になっております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 今、共同事業者と言われましたよね。共同事業者というのは、事業は先ほど全国的な返礼品の競争で、ちょっと水戸は弱かったかなという話がありましたよね。その部分とその共同事業者、これ要するにポータルサイトの話じゃないの。ちょっと説明してください。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの安藏委員の質問にお答えいたします。

共同事業者につきましては、ポータルサイトの事業者というのがございまして、共同事業者はポータルサイトと水戸市との間に入っている事業者でございます。例えば、新たな返礼品を追加する場合に、その返礼品を提供される事業者とその共同事業者がいろいろとやり取りをしまして、最終的にその共同事業者の協力でポータルサイトのほうに返礼品を掲載するという流れになっております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 委員長、ちょっと私、決算とずれたら止めてくださいね。ちょっと今のあれと同じのかなと思って聞いているんですけども。全国的な返礼品競争があつて、水戸はその競争でちょっと弱かったから、1万3,459件の寄附者があつたけれども、実質的には、水戸市としての収入は減ったという話でしたね。また話が最初に戻りますけれども。という、この資料の受入状況の平成30年度、7,228件で3億1,000万円、そして令和3年度、去年は倍、1万3,459件の受入れがあつたけれども、寄附額では1億円近い、そのくらい受入額で、減少ですよ、この数字はね。ちょっとこれ説明してもらえないですか。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、平成30年度の寄附の件数と令和3年度の寄附の件数について、寄附の件数が増加している割には寄附額が伸びていないというところがございますが、こちらにつきましては、ふるさと納税に関わる返礼品制度のほうですが、全国的に競争が厳しくなる中で、本市においては平成28年度と29年度に寄附額が1億8,000万円台で推移しておりましたが、平成30年度には人気の高い家電製品などを返礼品として加えたために、寄附件数、寄附額共に前年度を大きく上回っております。

一方で、国におきましては令和元年度に地方税法を改正して、ふるさと納税制度の本来の趣旨を踏まえた寄附の適正な募集を行う団体を総務大臣が指定する制度に見直し、その中で返礼品については地場産品であることや返礼割合も寄附額の3割以内とすることなどが定められました。これに伴いまして、本市においても新たな基準を適用するよう見直しを行ったため、それまで返礼品としていた寄附単価の高い人気の商品、そういったものが取り扱えなくなったということで、件数は伸びているんですが、寄附単価が低いものの割合が多くなったということで、寄附の金額が下がっております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 ありがとうございます。

いろいろ話があつたと思うんですけども、このふるさと納税の目的の1つ、当然いろんな寄附を受けて企業に還元するという以外に、地場産業の推進という項目が、大きな項目があつたと思って記憶しているんですけども、現状その部分での取組というのはされていないですか。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えいたします。

この事業の目的の1つに、水戸黄門ふるさと寄附金の拡大のほか、収益を通じて水戸市や水戸市の特産品の知名度向上、イメージアップを図ることが目的となっております。このため、市内で生産、製造、加工等がなされているものを中心に、目的を達成できるものの選定を進めております。

実際にどういったプロセスで返礼品事業者のほうを開拓しているかということをお申しますと、基本的にはこちらから出向いて行って、返礼品事業者に対しまして、ふるさと納税制度等の説明やその返礼品事業者への効果等を説明しながら、御協力をいただいているというところでございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 最後にします。先ほどちょっと触れましたけど、水戸市でポータルサイトは何件やっていて、何かいろんなのがあると思うんですけども、その内訳の資料はありますか、ないですか。何件のポータルサイトを利用して、それぞれどのような内訳になっているか、分かりましたらちょっと教えてください。これで終わります。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市におきましては、ポータルサイトは令和2年度まで3か所、ふるさとチョイスとふるぽと、あと、楽天ふるさと納税、この3か所がございましたが、これに加え、昨年度はJREMA LLふるさと納税と、あと、さとふる及びふるなびを新たに追加しまして、6つのポータルサイトから寄附の募集を行っており、水戸市は水戸市の特産品のPRを含めて、寄附者から水戸市への寄附金額の拡大のほうに努めております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 終わります。

ポータルサイト、6つでなくてぼんぼん増やしていったほうが効果はあるんですかね。いや、内容をちょっと聞いてびっくりしたんですけど、せっかくこういう制度があるので、水戸黄門の名前、物すごいインパクトがあると思うので、ぜひ頑張って、全国で物すごい数の市町村が競争しているわけですから、水戸黄門の名に恥じないように、ぜひ頑張っていただきたい。終わります。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の続きね。これっていうのは地産地消とかそういうものも含めてね、商業ベースで言えば損益分岐点というのがあると思う。水戸市では最低どのぐらい集めれば交付金と対比してもプラスになるの。もちろん地産地消のところはどのぐらいの数字になるかというのを除けば、それはマイナスでもいいんだけど、基本的にはやっぱり数字ベースでプラスになるというのが目標だと思うんだけど、その辺についてはどうなのでしょう。

○飯田委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

年度がちょっと古くなって申し訳ないんですが、数字としては令和2年度の決算で申し上げますと、約

3億5,000万円ぐらいの寄附が集まって黒字になるかなというところで思っておりました。年々水戸市民が市外の自治体へ寄附する数が増えておりまして、年々その金額もやっぱり大きくなっていくという状況でございます。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ぜひともプラスになるようにね、3億5,000万円超えてふるさと納税ができるようにね、いろんな仕方があると思うので、頑張ってください。

それから市有財産についてですけれども、売買価格なんですけど、これはどういう基準で、例えば今、地価の公示というのは、水戸市は年々中心市街地でも下落が止まらないと、このような中で、やはり不用財産もしくは利用しない財産については金券化していくということが、やはり財政運営する上でも、またいろんな草刈りとかほかの事業、ほかのものに対しての経費も削減できると、こういうふうに思うんですが、その辺についてはどのような考え方なんでしょう。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

土地の売払いの単価の決定方法ですが、隣接土地への売払いの場合には狭く小さいものですから、その水路、農道の隣接する土地の課税データを参考に計算しています。それでかなり高額になれば、具体的にはおおむね300万円ぐらいを考えておりますが、それ以上になる場合には不動産鑑定を実施して金額を決定しております。

それから、その他の随意契約で公募期間終了後の先着順につきましては公募前に、それから代替地につきましては事業にあわせて、それぞれ不動産鑑定を実施しておりますので、その額を基に売払いの額を決定しております。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この公有財産の土地の在り方なんですけれども、要するに不動産の価値の在り方、中心市街地に点在している不動産というのは、実は公示価格があまりにも高過ぎて実勢価格とマッチングしていないと、こういう例が多々あるように思うんです。購入したくても、いわゆる不動産価格が高いために購入を断念していると、こういう方のお話も聞くんですが、公示価格を対象にするというよりは、やっぱり実勢価格とか実情に合った価格というものを、それは調査されているんだと思うんですけれども、実際には遊離している、乖離があると、これが現状だというふうに思うんですよ。それについては十分にお考えをいただいて、そして有効活用ができる方にはそういった土地を保有していただいて、市税を払ってもらおうというような形が、私は望ましいのではないかとこのように思いますが、その辺の柔軟な考え方については、おありなんでしょうか。

○飯田委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 土地の価格を決定するのに不動産鑑定を実施しておりますので、その鑑定の中で実勢価格ですとか、そういったものは考慮されているというふうに理解しています。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 不動産鑑定士もいろいろいますからね。水戸市の意向がどういう意向なのかということが、結

局は基準になるんですよ、鑑定士さんの。ですから、そういうことでしっかりやっていただきたい。

それでね、実際にはもう草ぼうぼうになって民間の人でも草取りをやったりして困っているところもあるんですね、現実には。で、行政に言ってもなかなかきれいにはならないと、こういうこともございますので、不用なものについては民間に活用してもらって、納税義務を果たしてもらおう。そういうふうな形の選択肢が1つあるのかなど。

それから今回の不納欠損額の中で、給食費等の不納欠損がわずかでしたけれども、あったように思うんですが、この辺の不納欠損の、いわゆる納税調整と申しますかね、そこらについて、それから5年間という枠があるわけですから、納税相談しているから5年間の枠が外れるわけですね。この辺についてはどんなふうな考え方なんでしょうか。

○飯田委員長 ちょっと今担当課がないので、財政課のほうで。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

給食費の不納欠損につきましても、やはり民法に基づく時効というのがございまして、それに基づいて督促等をやりながら、徴収困難なものについては時効で落とす、不納欠損にするという、ほかの債権に準じた取扱いをしているところでございます。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 その5年間というのは、給食費だから継続中でも5年たてば欠損になってしまうという考え方なんでしょうか。

○飯田委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 お答えいたします。

給食費につきましても私債権ということでございまして、基本的には時効を援用することで、援用されずと、それで不納欠損になるという取扱いでございます。

○飯田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしましたら、今日は担当課がないんでね、あれですけども、時効が決まっている5年間というものについてはね、やっぱり欠損という形で落としていかなければならないということだと思っただけです。したがって、そうならないような徴収方法、こういったものをしっかり確立していただかないと、一生懸命払っていただいている方々には大変申し訳ない。もしくは苦しみながらも納税相談に応じて払っている方たちについても申し訳ない。こういうことになりますので、その管理については、しっかりおやりいただくように申し添えておきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で、五十嵐委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時24分 散会